

平成30年 第12回
教育委員会定例会会議録

平成30年12月11日（火）

港区教育委員会

日 時 平成30年12月11日(火) 午前10時00分 開会

場 所 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	青 木 康 平
	教育長職務代理者	小 島 洋 祐
	委 員	山 内 慶 太
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	薩 田 知 子

「説明のため出席した事務局職員」	教育推進部長	新 宮 弘 章
	学校教育部長	堀 二三雄
	教育長室長	中 島 博 子
	教育企画担当課長	藤 原 仙 昌
	生涯学習スポーツ振興課長	木 下 典 子
	図書文化財課長	佐々木 貴 浩
	学 務 課 長	山 本 隆 司
	学校施設担当課長	伊 藤 太 一
	教育指導課長	松 田 芳 明

「書 記」	教育総務係長	佐 京 良 江
	教育総務係	永 田 よし子

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について
- 2 港区学校運営協議会規則の制定について
- 3 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について
- 4 港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の締結について
- 5 港区運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について
- 6 港区武道場の管理運営に関する基本協定書の締結について
- 7 平成31年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について
- 8 港区立みなと科学館条例施行規則の制定について
- 9 港区立幼稚園教育職員の人事について（非公開）

日程第2 協議事項

- 1 港区教職員の働き方改革実施計画（案）について
- 2 区立幼稚園・小中学校における医療的ケアの実施について

日程第3 教育長報告事項

- 1 港区文化財保護審議会委員の委嘱について
- 2 平成31年度港区立幼稚園園児募集結果について
- 3 港区立小・中学校体育館におけるエアコン設置予定について
- 4 平成31年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の11月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の11月の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の1月事業予定について
- 8 図書館・郷土歴史館の11月行事实績について
- 9 図書館の11月分利用実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の1月行事予定について
- 11 1月教育指導課事業予定について

「開会」

○教育長 それでは、ただいまから平成30年第12回港区教育委員会定例会を開会いたします。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。

本日の署名委員は、山内委員にお願いします。

まず本日の運営についてお諮りします。審議事項第9「港区立幼稚園教育職員の人事について」は、人事に関する案件のため、非公開での会議とし、日程を変更して一番初めに審議を行い、その後日程を戻して審議事項第1から順に行いたいと思います。

また、審議事項第4「港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の締結について」、審議事項第5「港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について」、審議事項第6「港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の締結について」は関連する内容となりますので、一括して説明を受け、採決はそれぞれの案件ごとに行いたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、審議事項第9については審議順を変更して初めに審議し、港区教育委員会会議規則第13条第2項に基づき非公開といたします。また、審議事項第4、第5、第6については一括して説明を受け、採決は案件ごとに行います。

(非公開審議)

日程第1 審議事項

- 1 学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について
- 2 港区学校運営協議会規則の制定について
- 3 港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に議案第74号「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは議案第74号「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について」ということで、こちらの議案の鑑を1枚おめくりいただきまして、タブレットのページ番号2ページのところから説明をさせていただきます。

まず、「学校運営協議会制度（コミュニティ・スクール）の導入について」ということで、31年4月1日から学校運営協議会制度を導入するということについてご審議いただければと思います。

まず項番1の「経緯、背景」というところがございます。本制度ですが、平成16年に創設されている制度でございますけれども、その後、学習指導要領の改訂等がございまして、学校を取り巻く課題が多様化していく中で、地域に開かれた学校づくり、また地域とともにある学校づくりとい

うものの必要が求められてきたということがございます。

それに伴いまして平成29年4月、地教行法が一部改正されまして、学校運営協議会の設置が努力義務化されたというところです。またその中で、より導入しやすい制度にその仕組みが変わってきたというところがございます。こういった経緯、背景を踏まえまして導入に向けて検討を進めてきたところでございます。

それでは、お進みいただきまして、資料でいうと2ページ、タブレットは3番の方をお願いいたします。項番2の「学校運営協議会制度の導入について」ということで、こちらは、地域住民、保護者等の学校運営への参画を推進するというので、学校・家庭・地域社会の役割と責任を明確にしながら教育力を相互に高めていく。ひいては子どもたちの豊かな学びと育ちの一層の充実を図っていくというようなことでございます。

(2) というので、導入に当たりましては、まず教育委員会としての規則を制定して、設置及び組織等について規定していくということになっております。

(3) 「学校運営協議会設置校の選定」ということでございます。こちらは、これをより実効性のあるものにしていくということで、学校と保護者、地域住民等の円滑な連携が土台として必要になってくるということがございます。こちらは、地域、学校ともにその熟度が高まっているところから順次選定して設置していくという方針で進めていければと考えてございます。

(4) 設置単位ということですが、昨年4月の法改正によりまして、複数の学校で協議会を設置することが可能ということになりました。こういった状況を踏まえまして、かつ港区におきましてはアカデミーというもので、中学校の通学区域を単位とした幼小中が縦の連携というか一貫教育というものを進めておりますので、それがより発展していくというようなことで、アカデミー単位で設置していくことを基本に進めていければと考えています。ただ、事情に応じて単独学校ということも可能となっております。

(5) 31年度の予定でございますけれども、赤坂アカデミーの赤坂中、赤坂小、中之町幼稚園、お台場アカデミーということで港陽中、港陽小、にじのはし幼稚園、この二つのアカデミーで設置予定ということで今、進めているところでございます。

それでは3ページ目にお進みいただければと思います。ここからは、実際に港区として設置をいたします規則の骨子ということで触れさせていただいております。まず第2条ということで、学校・地域・保護者が一体となって学校づくりを推進するというので、学校教育推進計画にも位置づけている学校づくりを目指す学校に置いていくことを規定しております。

次に(2)「役割」ということで、第3条から第5条で規定するものでございます。まずアということで「学校運営に関する基本方針の承認」ということでございます。こちらは地教行法の中でも規定されている項目でございますけれども、承認を得るということで、こちらの中では、教育課程の編成に関する事、学校経営計画に関する事、その他対象学校の校長が必要と認める事項ということで定めてございます。

参考資料というものをつけさせていただいております、参考資料の2番というのがございます。

A4横書きのものになっておりまして、タブレット番号で16というところがございます。「基本的な方針についての承認」のところがございますけれども、地教行法の学校運営協議会に関する項目の中で指定されている項目というものが、まず教育課程の編成で、その他規則で定める事項ということになっておりまして、教育課程の編成に関しましては地教行法の中で必須ということなんです。その他規則で定める事項と地教行法でなっておりますので、その中でどれを港区の学校運営協議会の中では承認していくかというようなことで、こちらで位置づけましたのが、学校経営計画の作成というものの、その他校長が認める事項というようなことで規定したものでございます。

それでは、行ったり来たりで申し訳ございませんが、また資料でいきますと3ページの方にお戻りいただきまして、次にイ「学校運営に関する意見の申し出」ということでございます。これは地教行法の中に位置づけられておりまして、これをそのまま引用するといえますか、導入していくということでございます。「対象学校の運営全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べる事ができる」ということになっております。

次にウで「教職員の任用に関する事項についての意見の申し出」ということになっております。こちら参考資料2の2ページのところで整理してございまして、タブレットの番号ですと17ということになりますけれども、これが任用を整理したものでございます。まず任用の前提として、地方公務員法がございまして、その地方公務員法の中で採用・昇任・転任・降任という四つの規定がありますけれども、この中でさらに学校運営協議会の中の権限として位置づけられるものというのが、ラインで囲ってあるもの、採用・昇任・転任ということになっています。そこからさらに港区としてどうするかというようなことで、小さい長方形の囲み中で、港区におきましては採用・昇任、あと転任の中でも転出に関するものを除く転任に関するものというようなことで規定をする。かつ採用・昇任・転任、いずれにおいても個人名を特定した事項というものは意見を申し出られる内容から除くというような形で整理をさせていただいております。

また3ページの方にお戻りいただきまして、次にエ「学校評価の点検及び評価」ということです。こちらは、運営協議会の業務として学校評価の内容について点検をし、評価するというところでございます。こちらに関しましては、既に港区の全校園に導入しております学校評議員の機能としてやっていた役割になってございます。これを継承して引き続き評価していただくと考えているところでございます。

続きまして(3)「委員」ということでございます。まず人数でございますが、学校運営協議会の委員は15人以内で、複数校で設置する場合には20人以内としてございます。実際にどういった方が委員になるかというようなところでございます。この中で、対象学校の校長先生、学識経験者、関係行政機関の職員、その他教育委員会が適当と認める者ということになってございます。

こちら参考資料2の3ページに資料をご用意させていただいております。地教行法の規定の中で既に位置づけられているものがありまして、地域住民の方、保護者、学校活動の運営に資する活動を行う方というものが必須事項、それに加えてその他という中で、対象学校の校長先生、学識経験者、関係行政機関の職員というようなことになってございます。こちらの方では、対象学校の校

長先生という形で、校長先生に入っていただくというようなことでお示しをさせていただいております。

この件に関しましては、他の自治体において校長先生をあえて委員にしていなかったところがございます。これまでの議論の中でも、実際に基本方針を承認していく、基本方針を自らが提示して承認を受ける立場、あるいは自らが意見を受けつけるような立場にある校長先生が委員となることについて矛盾はないのかというようなところですか、一定の緊張関係が必要であって、そういったものを保つためにも入らない方がいいのではないかと、そういった意見もございました。この辺について、文部科学省等にもその辺の課題等を問い合わせたり、あとは校長先生、園長先生のご意見なども伺いまして、それを参考に方向性を出させていただいているというところがございます。まず文部科学省としましては、そういった一部矛盾のような部分についてどう考えるのかというようなことを問い合わせた訳なのですけれども、これに関しては、若干違和感は理解するけれども、その部分については校長先生に議決権をその案件について持たせないなど、各区市町村の判断で規定して構わないというような回答をいただいているというものがございます。あともう一つが校園長先生のご意見ということで伺ったところがございます。そうしましたところ、割合的には半数以上の校園長先生が、校園長先生を委員とした方がよいのではというようなご意見でございました。一方で一部の先生の中には、これまでの議論の中でも指摘のあったとおりに、学校の方針を提出して承認を受ける立場の先生が委員として入ってしまうと、そこで決定した項目に完全に縛られてしまうのではないかと、そういったご懸念のご意見もある一方で、学校運営協議会の機能として、もちろん基本方針の承認というのも重要な機能であるし、校長に対する意見というのも重要な機能ではあるのですが、それ以外にも、どのような学校支援をしていくとか、そういったその他のさまざまな議論をしていくような場でもあるという中で、そういった議論をする際に校長が対等の立場で話し合うことができるということがより実効性のある支援の中身になっていくとか、よりよい方向性が決められるのではないかとというようなご意見もございました。

賛否両論あったということで、大半が委員になった方がいいというご意見の中で、一方で少し課題もあるのではないかとというような意見もございましたので、そういった状況を踏まえまして、港区におきましては校長先生に委員になっていただくという形にはするのですけれども、この中で課題となっている自らが提示して承認を受ける項目、あるいは自らが受ける立場である校長に対する意見、あるいは自らがまず評価をしてそれを見ていただくという学校評価、この三つに関しては、その協議・審議ですとか、あとは最終的にはそれでいいかというようなことを諮ることになると思うのですが、その表決といいますか、採決にはかかわらないというような形の整理をして、そういった矛盾する部分については関与しないことで、かつ委員としてかかわるということで、その他の議論に関してはしっかりと対等な立場でかかわっていける、そういった仕組みとしてやっていければと考えております。

その辺の規定なのですけれども、こちらにつきましては、規則の方の第10条というところがございます。規則の第10条では「会議」という規定になっております。その資料でございますけれ

ども、これは学校運営協議会規則のところ、あとは別紙という形でつけさせていただいております。規則そのものの資料がございますけれども、この中の第10条第6項でございます。「対象学校の校長は、第5条」、まず第5条は学校運営に関するもので、学校評価になります。「及び法第47条の6第4項に規定する事項並びに同条第6項に規定する事項」ということで、第4項が基本方針の承認、第6項が学校運営に関する意見でございます。その中でも「対象学校の校長に対する意見について協議する場合にあっては、当該協議及び表決に加わることができない」と。ただ、学校運営の方針などに関しては、基本的に提示する側の立場にありますので、もちろん説明をし、かつ必要に応じて補足、そういったものを随時行っていくというようなことで、この規則の第10条第6項の中で担保していくというようなことで考えてございます。

また資料の方にお戻りいただきまして、次が4ページになります。タブレットの資料でいくと5番のところになります。「任期」ということで、任期は2年で、再任できるということにいたしますが、通算して4期8年といたします。会長、副会長は互選により決めるということ。

会議に関係しましては、議事に関しては過半数、可否同数のときには会長裁決ということになります。あと、利害関係がある場合には、その案件に関する議決権は有しないという規定も設けます。ここにも触れておりますけれども、校長先生はこの規定に関して加わることができないというところが先程ご説明したものでございます。

あと指導・助言の項目も設けてございます。教育委員会の方が的確な把握を常に行って、必要に応じて指導していく、場合によっては解散その他の措置も講ずることができるというものです。

項番4で関連事業等との関係でございます。まず学校評議員制度との整理ということです。こちらは、学校評議員の制度で今担っていただいている役割につきましては学校運営協議会の役割に全て包含することが可能ということ。かつ委員構成も、評議員を今やっただいただいている方から運営協議会の委員にというようなことも多数想定されるというようなこともございます。したがって、学校運営協議会が設置された学校につきましては評議員を置かないというようなことで整理をさせていただきました。

参考までに、A4横で参考資料3、学校評議員と学校運営協議会のそれぞれの比較ということで、資料をご用意させていただいております。タブレット19番です。この中でこのように整理をさせていただいております、「主な役割」というところが4行目でございます。評議員は、校長の求めに応じて学校運営に関し意見を述べるということでございます。一方で学校運営協議会制度につきましては、先程から規則に盛り込む項目の中で触れさせていただいておりますけれども、基本方針の承認ですとか、学校運営全般について教育委員会及び校長に意見を述べられる。あるいは一部の人事に関しても任命権者に対して意見を述べるということ。またさらに学校運営に必要な支援についても協議していかなければいけないというような機能。こういったさまざまな機能が入っているということでございます。さらには学校評価の部分も入れていくというようなことで考えているところでございます。

それではまたお戻りいただきまして、次に5ページになります。タブレットの資料ですと6番で

す。「学校支援地域本部事業との連携」ということでございます。平成26年度から学校支援地域本部事業を導入しておりまして、さらには学校単位で地域コーディネーターという形で学校の支援を担っていただく方というのも順次今、拡大しているような状況でございます。学校運営協議会の機能としまして、その学校の経営に関する方針ですとかあるいは学校に関する支援について話し合っていくというような機能がございます。まずはこういった学校にしていくかとか、こういった支援を行っていくかということを決めていくというのは非常に大事な作業ではございますけれども、ただ、それを実際に運用していく、実行していくということがさらに重要になってくるというような中で、この学校支援地域本部が設置されている学校におきまして、学校支援地域本部が支援に関する内容、こういったものを運営協議会で方向性を出してきた内容について、それを実際に実行につなげていくというような形で連携を図っていければということで考えているところでございます。

その他関係機関ということで、総合支所はもちろん、地域の企業、NPO等関係団体との連携というようなことも図っていけたらと考えてございます。

最後5番で今後のスケジュールでございます。まず、この後、年末に議会の方にご報告をさせていただいて、実施予定校、アカデミーに関しましては人選を進めていくということでございます。3月に教育委員会におきまして正式に学校運営協議会をどこのアカデミー、学校に設置するというようなことを議案として出させていただき、あわせて委員を誰にするかというようなことも議案として出させていただきということで進めておるところでございます。

長くなりましたが、説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定をいただけますようよろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

○小島委員 前回の教育委員会で本件について色々と議論して、いくつかの論点が出た訳です。そのいくつかの論点については、今、担当課長の方からその後、色々と検討・研究されてかなり改善されたという内容が説明されたのですが、一番議論となった点は、校長先生をこの運営協議会の委員に入れるのか入れないかというのが一番大きな論点だったと思います。その論点については皆さん、色々な意見を前回、出されて、入れない方がいいという意見と、入れてもいいという意見があり、入れない方がいいという意見の中で、校長先生の立場がおかしくなるのではないかと、色々なことについて承認してもらって立場でありながら委員に入るのはおかしいのではないかと、ものがありました。これが一番の論点で、論理的な矛盾なのですが、文部科学省の意見も踏まえ、整理した結果、校長は一応、参加して説明はできるけれども協議とか議決には加わらないというようなことで、解決したということであれば、校長先生に関する委員になるかならないかという点については、今の担当課長のご説明でいいのかなと思います。

ただし、かなり机上の議論なので、実際に運営したときどうなのかなという疑問はまだ残ると思います。だから、一応これでやってみて、何年か後に、疑問とか出された問題点についてどうだったのかという検証を教育委員会としては行う必要があると思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 私も総括的な意見を申し上げる前に、質問です。今、ご説明いただいた資料の最後の5ページで「関係団体との連携」ということがあるのですが、今回の資料はあくまで運営協議会制度の導入の話なので、ここにわざわざ企業とかNPOとかの連携を図りながらなんてことが要るのかどうか、ここまで書く必要が今回あるのかというのがまず一つ。それよりは、今、小島委員が言われたような、検証していくとか事業上適切に運営できるように支援していくとか、そういうことを書いた方がよろしいのではないかという印象を持ったのですが、その点、お願いします。

○教育企画担当課長 ご指摘のとおり、実際に運用していく中で、まず先程のご懸念に関しましても、一定程度導入に向けた手引きのようなものも準備が必要だと考えてはございますし、実際に委員の権限とかそういったものに関しても、先程の校長先生が基本方針を承認していくとか、そういったときに評決とか協議に加わらないというようなところ、これをしっかり浸透させていくということ、それがまさに支援のところに当たるかなと思いますし、あともう1点は、実際に先行して二つでやることの意味として、その辺の課題というのをどんどん改善しながら拡大していくということになるかと思しますので、その辺もまさにご指摘のとおりやっていくことをございまして、その辺きちんとやっていくというようなことも想定してございましたので、こちらの方にその辺についてもつけ加えさせていただくというようなことが、ご指摘のとおり適切だと思います。

○教育長 導入ということなので、ここまで書かなくてもいいのではないかという点と、むしろ追記した方がいい点もあるとのお話をいただきましたが、どうでしょうか。

○教育企画担当課長 言われた点を踏まえて修正させていただきます。

○山内委員 今、小島委員も総括してくださいましたが、前回、校長が委員に入ることについてどう考えるかということが論点だった訳です。各校長のご意見も色々と聴取していただいたということで、その意見を尊重しながらということが大事だと思いますけれども、校長の方々の意見というものも、一つは委員に入っていないと意見が言えないのではないかという不安があったり、あるいは委員に入っていないと対等な立場で議論ができないのではないかという不安があり、一方でまたどう議論をコントロールできるかということからの意見とか、色々あって、そこをどう運用上対応していくかということも考えなければいけないことなかと感じました。その点で、この制度は校長が委員に入る場合、入らない場合、正解は一つではなくて、おそらくどちらも選択肢としてあると思いますし、どちらにもメリット・デメリットがあると思います。大事なものは、どちらの選択をとるにしても、それぞれのメリット・デメリットをきちんと認識しておいて、選択したものについてそのメリットがより出るような、デメリットとして懸念されたことが出ないように運用していくということが大切だと思います。そういう意味で、色々議論したこと、それから校長からの色々な意見なども1回整理して、そして運用上、デメリットが出ないように、メリットが生きるように生かしていけるかということが大切なのではないかと思しますので、その点もぜひ今後、よろしくお願ひしたいということが一つです。

それからもう一つは、実際にこういう会議を進めるといときには、実は人選と、あと議長を誰がするかということによって全く展開は変わっていきますからその人選が一つ重要になるのではな

いかということです。もう一つは、この内容をどうブラックボックスにしないで、きちんと見えるようにして、ある意味で教育委員会としてもこの会議体を適切にサポートできるようにすることが大切になると思います。その意味では今後、この後の色々な規則の議論が出てくるかもしれませんが、会議の記録をどういうふうに残すのか。つまり、単に決まったことだけではなく、どういう意見交換がなされたかも含めて、丁寧な詳細な議事録がつけられること、そしてそれがきちんと教育委員会の事務局にも報告されること。そういうことも含めて、丁寧に今後、運用上の課題を整理されていくとよいと思います。というのが私からの意見でございます。

○教育長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

条文に関係することは次の審議事項になりますか。

○教育企画担当課長 条文に関連することは次の議題で決めていただければと思います。

○教育長 今日の教育委員会の最初に確認をすればよかったのですが、既にこの審議事項の中で条文に絡む内容も出てきています。そのため、次の議案第75号の「港区学校運営協議会規則の制定について」も説明をしてもらうことでよろしいですか。

○小島委員 そうですね。その方がいいですね。

3議案を一緒に審議して、採決は一つ一つした方が、76号も学校評議委員をなくすという、先程の説明に関係しますから。

○教育長 それでは、議案第75号「港区学校運営協議会規則の制定について」それから議案第76号「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」説明をお願いします。

○教育企画担当課長 それでは、議案第75号、規則の制定についてというところでございます。タブレットでは03番で、鑑を1枚おめくりいただきまして、条文本体の次に資料2-2ということで、規則の項目について触れさせていただいている資料がございます。こちらで説明をさせていただきます。

まず「審議内容」については、規則を制定するというところでございます。

経緯については先程説明したとおりです。

次に「規則の概要」ということで、まず目的ということで、地教行法第47条の6に規定する学校運営協議会に必要な事項を定めるということを目的としております。

(2)番から(7)番までが、先程、導入についてという中でご説明をさせていただいた内容でございます。

次、2ページ目の(8)番でございます。第8条、守秘義務等ということですが、これは、職務上知り得た秘密を漏らしたりしてはいけないということ。あるいは、非行を行うこと、地位を営利行為、政治活動、宗教活動に利用すること、あるいは運営に支障を来す言動をするということも禁止しております。

続きまして3ページ目になります。第11条で、会議は基本公開ということですが、非公開にする必要があると認められた場合は非公開にするということになっています。

12条で、委員に対して必要な研修等を行うよう努めるということで、教育委員会ですとか協議会自体でやっていくというようなことを規定しています。

13条につきましては、先程の導入についてのところで触れているものでございます。

次に14条で委員の解任ということで、不適切な委員に関しては解任することができるというのが、教育委員会の権限として認められています。

次に15条、部会ということで、部会等必要な組織を置くことができますとなっています。

運営ということで、この設置目的に反しない限りにおいて、運営に必要な事項を定めることが可能、協議会で定めることができますとなっています。

規則に定めるもののほか必要な事項は委任ということと、付則として31年4月1日から施行というような形になってございます。

スケジュールに関しては、先程ご説明したとおりでございます。

続きまして議案第76号「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」ということでございます。

この改正につきましては、学校評議員の規定について改正するものでございます。資料3-3の方をご覧ください。現行の管理運営規則の中では、第11条の3の2で学校評議員が置かれております。項番2の「改正内容」というところで、現行では「小中学校に学校評議員を置くものとする」という規定になっています。これに関して、導入に当たっての方針として、学校運営協議会を導入した学校については、全て包含するというので、学校評議員は置かないということにしておりますので、これに伴ってこの管理運営規則の中でただし書きとしまして、学校運営協議会を設置する学校については学校評議員を置かないものとするというような形で規則の方を改定できればと考えてございます。こちらも学校運営協議会規則と同日の31年4月1日施行というような形で考えてございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご意見、ご質問をお願いします。

○山内委員 規則の制定、実行運営のところですけども、先程私が申し上げたことに関連する内容の質問ですけども、議事録については第10条の第7項に「会長は、会議録を作成し、保管しなければならない」となっています。保管するということは、会長のところにとどまっていればいいということになりますので、教育委員会の事務局に報告をするところまでは入ってない訳です。先程申し上げたようにブラックボックスにしないということであれば、「会議録を作成し、事務局に保管する」というようにした方がいいと思いますし、一方で現場が、教育委員会にどんな議論がされているかまで全部見ると色々介入されて困るということであれば、逆にそこまでしなくてもいいとなるでしょう。会議録の保管をどこの範囲とするかというのは、会議をどう運営していくかということを考える上で結構重要な問題だと思うのですが、この点はどういうふうにお考えなのか、あるいはどういうのが望ましいかというところをここで共有できたらと思います。

○教育企画担当課長 会議録につきましては、まずは必ずつくるということを前提にいたしまして、

その後の取り扱いという部分に関しましては、この中では第13条「指導及び助言」というところがございませう。この75号の資料2-2の3ページのところで「指導及び助言」というところがございませう。この中で、教育委員会の義務としまして、協議会の運営状況についての的確な把握を行っていく、あるいはそれに基づいて、必要に応じて指導・助言を行っていくというようなことを位置づけております。この条項に基づきまして、教育委員会では適宜、学校運営協議会の把握の一環として会議録等を求めていくとか、そういった運用、それに基づいて指導・助言というようなことをできればと考えてございませう。

以上でございませう。

○山内委員 つまり今の話は、会議録は提出を求めることも含めて13条の的確な把握というところで足りるのだと考えるのか、あるいは最初の段階で「会議録を作成し、それを協議会並びに教育委員会で保管しなければならない」というような文言にして、ある意味でもっと明確にするかというところだと思うのです。13条のこれで十分だと考えるかどうかだと思います。

○教育企画担当課長 13条の趣旨をより具現化し明確に示すという意味では、この中に入れていくということがより分かりやすく示すことができますので、ここにそういった項目を入れさせていただくということで考えたいと思ひます。

○教育長 よろしいですか。

運営協議会規則第13条で、教育委員会に「解散その他の必要な措置を講ずるものとする」との権限を与えています。解散までに至ることは望ましくないのですが、その状況はきちんと把握しなければならないと思ひますが、実際にはどうするのか。実際の活動内容の把握や、運営協議会ではいろいろと決めていくこともあるので議事録は必要だと思います。色々な活動状況についても、確認が必要なので、しっかり記載しないといけないし、マニュアルや規程等でこういうふうにするとか、運営状況についてこの様式に記入し提出させるとか、色々方法はあると思ひます。いずれにしても運営協議会での議論が出発点になるので、会議録は入れた方がいいと思ひます。

ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 今の協議会の解散ですが、協議会を解散する場合はこんな場合だという、何か準拠するようなものを例示するのでしょうか。

○教育企画担当課長 これから、各協議会における要綱ですとか、導入に当たっての手引きのようなものがございませうので、そういった手引きのようなものの中に具体例として触れていきたいと思ひます。例えば、校長先生がお示しをした方針があつて、その承認を得られないというような場合には、改めて校長先生が見直して再提示をするということになるのだけ思ひますけれども、いくらやっても承認が得られないとか、学校運営が停滞してしまう恐れがあるような場合には、その前に当然、教育委員会が介入してそれを修復しようと思ひますけれども、それでも改善が見られない場合には、やむなく解散をさせるというようなことも一つの例としてはあろうかと思ひます。

○小島委員 最初にこの制度ができるときに、この学校運営協議会というものは独立していて校長

先生と対等というような話がありました。立場は対等であってもいいが、学校の最高責任者は校長ですし、学校運営の一番大事なところは最終的には校長が責任を持って行うことなので、そういう校長の立場にやや反するような学校運営協議会の運営がなされれば、本末転倒だろうと思います。校長が学校運営協議会に承認を求めるとありますが、学校運営協議会は、開かれた学校として地域の皆さんや保護者の皆さんに入ってもらい学校をよくしましょうというためのものなので、校長の学校運営の妨げになるような場合は、解散してもらおうということになると思うのですが、その辺の指導、解散について根本も踏まえて教育委員会が指導しないといけないと思います。そこを踏まえ解散事由についても考えたほうがいいと思いますがいかがですか。

○教育企画担当課長 実際の事例を申し上げましたけれども、確かに、そこに至る理由ですとか、明確に基本的なあるべき姿があって、これに合わないからというような形で示せるように準備したいと思います。それから、先程からご意見としていただいておりますが、導入に当たってしっかりとした、人選ですとか、そういったところをきちんとやらせていただき、委員の方々に、どういふスタンスでかかわっていけばいいのかということも、導入に当たってこちらから情報提供をさせていただきますし、実際に規則の中でも研修というような項目を設けておりますので、そうした中でやっていければと思います。

○小島委員 この規則の書き方のところで、(6)会議のところの3行目の「なお、議決事項について、会長及び対象学校の校長が利害を有する委員と判断した場合」とありますが、これは、会長がそう判断しても、校長が判断しなかったり、逆の場合もありますけれども、そういうときはどうするのですか。

○教育企画担当課長 こちらに関しては、双方がそういう認識を持った場合ということです。

○小島委員 会長と校長が2人とも利害を有する委員だと判断した場合というふうに読む訳ですね。

○教育企画担当課長 はい。そんなことはないと思うのですが、どなたか1人の権限というか認識のみでそのまま決めてしまうということではなくて、もう一方、違う立場といいますか、委員ではありますけれども、別の方がそれにかかわることにより公平なジャッジといいますか、利害関係のあるなしという判断ができるのではないかとということで、このような形にさせていただいております。

○小島委員 校長と会長はちょっと立場が違うのかなと思いますが、両方の違う立場の人が、両方とも利害を有するというふうに判断したときということですね。あと、説明のみに参加して協議並びに議決に加わらない事項がありますよね。この事項については当然、校長が意見を出すのはおかしいので、その事項については会長だけで、校長はその利害を判断する権限がないと読むのでしょうか。校長は参加して説明するだけで、あとの協議と議決には参加しないのですよね。そうすると、こういう事項については、校長はこの人は利害関係人だとは言えなくなるのではないですか。

○教育企画担当課長 利害関係者であるか否かという判定に関しましては、実際にその協議に参加して意見を述べるというところとは違う段階と認識してございまして、その部分に関しては、利害関係者の判定という中にかかわっていく必要があると考えています。

○小島委員 学校の基本方針、1番の承認を求めなくてはいけない事項、これは、校長は説明はするけど協議には参加しませんよね。そうした場合に、自分の基本方針を承認してもらうために、反対しそうな人を理由をつけて外すなんていうことはないのかしら。それは考え過ぎですか。これを見てそんな色々な事例が考えられるので、事前に事例を何か考えておいた方がいいと思うのです。

○教育長 会長が利害関係者だった場合どうするのですか。

○教育企画担当課長 会長及び副会長を置くということにしておりますので、会長の代理を行うという形で、副会長がそこは担っていただくようなことで進められると思っています。

○教育長 この規則の準則はあるのですか。

○教育企画担当課長 これは、基本項目は、他の自治体の規則を参考にして、それに盛り込ませていただいたオリジナルの内容です。

○教育長 今、山内委員、小島委員から意見をいただきましたが、準則があれば条文上の整合はとれていると思いますが、参考にした自治体がそこまで議論していなければ抜けてしまう可能性がありますので、法令担当によく確認してください。

○教育企画担当課長 実際にこの規則を固めるに当たりましては、区の総務の文書係というところが法務を担当しておりまして、そちらの方に全体的におかしなところはないかというところを見ていただきました。必要な事項に関しては、協議会単位の要綱ですとか、そういったもので定めていくという形にはなっております。

○教育長 今の質問に対して条文上どういうふうに理解すればいいのか、会長が利害関係者になった場合、どこで読み取って、それをどういうふうに判断するのかは確認できていないと思います。例えば校長が委員であった場合、「ただし、会長及び校長が利害関係者である可能性があった場合は誰誰が判断する」とか、そういうものを入れておかないとおかしいと思います。

ここでは答えられないと思うので、この点については保留にさせていただきます。ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今の条文の文言のことですけれども、仮に準則があったとしても、重要な条文でありますし、区としてのそれなりの裁量もある中でつくってきているものなので、ほかの自治体も参考にしたくなるような、そのくらいの条文にしていきたい。せっかくここまで色々議論して、またお調べいただいてつくっている訳ですから。周りから見ても、ここまで色々配慮が行き届いているのかとお手本になるような、見本になるような条文にしていただければと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 委員の任命のところなのですが、校長が新任で来たタイミングで委員の任期が切れた場合、新任の校長が委員を推薦しなくてはならないが、地元の状況がよく分からずご苦労されるのだと思うのですが、そういう場合にはどういうふうに想定されていますか。

○教育企画担当課長 現在のところ、委員の任命ですとかそういったものがちょうど年度の切りかえで4月ということになってございます。そうなりますと、例えば来年の4月1日に新たに委員を決めなくてはいけないというところでは、基本的に、ある程度前任の校長先生が人選に関わり、そ

の後の構成でかわっていくような、そういった流れになってくるのかなと思います。校長先生同士の引き継ぎの中でしっかりと地域の状況を引き継がれていければと考えております。

○田谷委員 その場合、例えば後任の校長先生がやりにくい人事の可能性もある訳ですがいかがでしょうか。

○教育企画担当課長 新たに赴任されてきた校長先生におきましても、コミュニティ・スクールの学校運営における一つのメリットといたしますか、特徴の中に、校長先生は数年でかわってしまうというような中で、地域の方たちはずっとその地域にいらっしゃるということで、地域と学校が一緒に考えた学校の運営の方針ですとか、そういったものが引き継がれていくところが一つの良さかなと思います。新たに赴任された校長先生もご自身のやりたいことも当然あるかと思いますが、一旦は地域の中で築かれてきた教育方針をある程度把握された上で、新たに地域の方とご自身の考えというのをまさに熟議していただいて、またさらにそこから新たな学校経営というのを築き上げていただくというような形が理想的な形かなとは考えてございます。

○田谷委員 おっしゃるとおりだと思います。先生方はどうしても異動でかわられてしまう中、地域の方たちはずっと残る訳ですから、その辺の連携がうまくとれればありがたいなと思いますので、その辺のところをよろしく願いいたします。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 規則の別紙「港区学校運営協議会規則（案）」なのですが、6ページの14条「委員の解任」というのがあります。ここに「教育委員会は、本人から辞任の申し出があったときのほか、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、委員を解任することができる」とあるのですが、本人から辞任の申し出があったら辞任を承認するのですか、それとも辞任の申し出があったら委員を解任するのですか。

○教育企画担当課長 実質、辞任の申し出があれば実際は認めるという形にはなると思うのですが、委員を任命する権限が教育委員会にあるというところから、これに関してはいずれも任命をするものと相対するものとして解任をするといった、そういう手続になります。

○小島委員 一般的には、辞任の申し出があったら、その辞任が相当かどうかの承認をするのだらうと思いますが、辞任の申し出があったら委員を解任するというのはどうなのでしょう。

○教育長 辞任があったから解任ではなくて、承認ではないのですか。

○小島委員 「本人から辞任の申し出があったときのほか」は要らないのではないですか。項を分けて書き、「教育委員会は、」「本人からの辞任の申し出があったときのほか」というのは省いてしまって、ただ、「次の各号で解任する」と。辞任について何か規定しなくてはいけないのであれば、項を変えて、「辞任の申し出があったときは承認の上認める」とかいかがですか。

○教育長 規則は今日決めなくても大丈夫ですか。

○教育企画担当課長 規則に関しましては、その前の議案の中で導入についてというところでさせていただいており、こちらの導入についてというところ、これに関してご承認いただければ、これをもって導入に向けて進めていければと考えてございます。この規則の詳細に関しましては次回と

いう形でも進めていくことは可能でございます。

○教育長 そうさせてもらってよろしいでしょうか。山内委員が言われるように手本になるような規則にするためにもう条文はもちろん、一つ一つの単語も含めてもう少し議論しないといけないと思います。

今までの議論の中で、校長を運営協議会の委員にするかどうかというところのポイントは、地教行法の第47条の6の第4項の承認するものは何か。承認があるので、委員として入るのはどうなのかという議論が出発点だと思います。それで参考資料2の1ページ目を見ると、地教行法第47条の6第4項では必須事項として、教育課程の編成は承認が必要と明記されています。これは当然入っていて、そのほかに協議会規則で定めたものは承認事項としなければいけないということです。現在の規則では、学校経営計画の作成は承認事項として「その他校長が認める事項」と、校長に具体的な事項は委ねています。学校経営をきちんとしていくためには、運営協議会が円滑に動くことが必要であり、責任を持って動かしていかなければいけない。そうすると、承認事項については、あらかじめ教育委員会として規則上、明確にしておかなければいけないと思います。

学校経営をうまく動かしていくため、運営協議会がうまく活動していくためには何を承認事項として決めるのかというのは重要なものにもかかわらず、事実上、経営計画だけになっていますが、それでいいのかということです。

○教育企画担当課長 こちらについても、確かに、「その他校長が認める事項」というところで、何もないみたいな形になってしまっていますので、例えば予算ですとか、施設管理、組織編成とか、こういった内容が想定されるということが分かっておりますので、この辺も少し検討させていただいて、盛り込む必要があるものについては入れていきます。

○教育長 「その他教育委員会が認める事項」にしてはだめなのでしょうか。

○教育企画担当課長 この2項目を決めるに当たりましては、どこまでを承認事項にするか、運営全般に関する意見を述べるができるとしてありますので、その中でどの項目をどこに置くかというような検討をしました。

まず基本的な方針についての承認を受ける項目としては、教育課程の編成と学校経営計画の作成と決め、その他予算ですとか、施設、組織と施設整備に関しましては、学校運営全体に関する意見を述べるができるという規定がございますので、その中で必要に応じて意見を述べるというように整理をさせていただいたところです。

○教育長 なぜこれを教育委員会に委ねないのかということです。校長に委ねてもいいのかもしれないけど、そこに妥当性があるかどうかというのは重要な点です。

○教育企画担当課長 現在の想定では、どうしても当該の学校長がこれについても運営協議会の承認をとっておきたいというような項目について、各学校長の判断で項目に入れることができるというような形の規定になっています。教育委員会が定めるという形にしますと、基本的には全ての協議会において、これに関しては全部やるという形になりますので、それぞれの学校長の権限でやっていくというようなことを想定しているということでございます。

○小島委員 そうすると、今の「学校経営計画の作成」の次に「教育委員会が認める事項」、さらに「その他校長が認める事項」としたらどうですか。

○教育長 学校経営計画の作成だけで十分なのですか。その他の事項については教育委員会の判断は必要ないのでしょうか。

○教育指導課長 もし学校運営協議会制度を入れなかった場合に、教育課程以外については、教育委員会も校長に対しての承認事項としては教育課程についてあるだけで、それ以外については教育委員会の承認事項ではないのです。なので、新たに学校運営協議会に承認を委ねる事項を増やす必要があるかということになります。

○教育長 そうであれば、なぜ法律に明確にそれが書いてないのですか。

○教育指導課長 ここは校長が具体的に地域の中で承認を得たということが必要としていて、根拠として持ちたいものについて出すためにあり、具体的に言うと例えば標準服を変えるということは、相当議論がある訳です。保護者にも説明をして、業者の見積りを取り、こういったのでどうだろうかと出したときに、学校運営協議会が、そういうような方針で、こういう価格でこれだったら適正じゃないだろうか、ぜひ新たに標準服を入れようとか、標準服をやめようとか、そういう地域のコンセンサスを得た上で校長が決めることができるためにこの規則があるのだと解釈しております。つまり、教育委員会に今までは標準服変えますよって言ってませんでした、これは校長の権限だからです。

○教育長 教育委員会として、承認が必要だというのは学校経営計画以外にはないということで、いいのですか。

○教育指導課長 原則ないです。

○教育長 ないとすれば、これでいいのかもしれませんが。

○教育指導課長 今までそれ以外に、校長から出されて承認してきた事項は教育委員会ではありません。

○教育長 ないというのは、あり得ないということでもいいのですか。この制度は法も含めて明確になっていない部分があると思います。先程、山内委員からの意見にもありましたが、国がつくった制度にもかかわらずしっかりしていない部分もあるので、そこを港区として補強しているからこのような議論になるのだと思います。だからこそ港区として素晴らしいものをつくりたいと思います。

○小島委員 教育指導課長、その他想定される事項に予算執行が入っているのですが、予算執行も学校運営協議会に承認されたら、堂々と予算を使っているのだという考えになってしまうのですか。

○教育指導課長 今の段階では、予算の権限は教育委員会が持っている訳です。ただし、例えば他区などはフレーム予算として、学校が予算編成をするような仕組みを入れている自治体があります。そうなってくると、学校経営方針に合わせてこういうふうな予算の使い方をするのだという説明をして承認を受けるというケースは出てくると思われます。

○小島委員 なぜ学校運営協議会に承認を求めなくちゃいけないのですか。

○教育指導課長 先程言ったように、フレーム予算をしている場合に必要だからです。

○**小島委員** 港区はフレーム予算なんてとっていないのではないですか。そのフレーム予算を予想して入れている訳ですか。

○**教育指導課長** あとは、今、学校の提案する予算要望というのが今回ありましかれども、あいつにこういうものを予算要望していきたいのだと承認を得るとか、実際にこれだけ予算がついたので、こういう使い方をするのだという説明をして承認を受けるといった場合が想定されます。

○**山内委員** この制度はある意味でバランス感覚が求められるのです。今までの議論はある意味で校長の権限をどう保つかという立場からの議論をされています。一方で、コミュニティ・スクールは地域と学校の主体性をどう高めるかというところの中で、場合によっては、こういうことはないと思いますが、校長がかなり一つの方向に突っ走るようなタイプで、スタンドプレイをするような方であれば、それは協議会の判断というのを錦の御旗にして、やろうと思えばできる可能性がある。しかもその委員の人選にもかなりかかわれる。ただ、条文で安心なのは、委員を推薦できるものとするということで、「推薦する」とはなっていないで、「できるものとする」ということで、100%ではないということは実は重要だと思っています。いずれにしても推薦できるという中で、一方で権限を保つということも大事だし、他方でスタンドプレイにならないようにということも大事で、そうすると先程教育長が言われたようなところで、例えば協議会上げた方が望ましい事項を上げないで動かすということがあるかもしれません。逆に一方で、そこを上げることでそれを使うということもあり得る訳であり、そういう意味では「その他校長が認める事項」というのは、どうそこを捉えるか、結構難しい判断だと思います。

○**小島委員** 教育長がおっしゃっているのは、教育委員会が何にも関与しないで、全く校長に委ねちゃっていいのかということだと思いますが、教育委員会が何にも関与しないのは、これまたおかしな話ですよ。

○**山内委員** そういう意味では、学校経営計画の作成の次に「教育委員会が認める事項」というのをいれることが、実は「その他校長が認める事項」よりも重要なのではないかと思います。

○**教育指導課長** 教育委員会として今まで持っている校長の権限を狭めるということであるならばそうなります。校長が持っている権限、校長が決めればいいことを、教育委員会が、これまで校長の権限だったけども、これについては学校運営協議会で承認を得ないとだめよという制限をかけるということですよ。

それが必要だと思われる事態が生じたならばあってもいいと思いますが、そういった保険的な意味でして条文をつくるのは賛成ですし、反対もしませんけれども、今からそれがどんな場合なのかという事例が多分浮かばないと思うのです。

○**小島委員** ただ、今まで、学校の基本方針云々というのは地域の人、皆さんにご承認いただかなくてもできてきた訳ですよ。それと同じでことではないですか。

○**教育指導課長** 方針は結局、きちんと説明をして学校に協力してもらおうという前提のために必要な承認なので、方針が合わなければ、何を協力するのだという話になってしまいますから、運営協議会をつくる以上はやるべきことなのだと思います。

教育課程も同じ教育内容の規定ですから、これも賛同していただくのが必要だし、それについては教育委員会の権限として承認というのは持っています。

人事権はこの間規定したように、規定された中でしかできないようにしてあります。

あとは予算の問題とか、もう一つ考えられることとしては、管理運営規則上に学期制度のことが書いてありますけれども、その学期を越えて4月2日から授業をするというようなことを教育委員会の権限を越えてやってもいいよとするなら、それはそれでやらなきゃいけないかもしれないし、今のところは学期を越えてはできないことにしてあります。

○教育長 今の話を前提にまとめると、「その他校長が認める事項」については、必要になるかもしれないので、この規定のままにしておいて、そのほかに教育委員会として承認を求める事項というのが生じた場合は規則改正でやるという考え方でいかがですか。

○小島委員 そうですね。それは松田課長の話を聞いているとそういう方向でいいと思います。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは採決に入ります。議案第74号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので議案第74号について原案どおり可決することに決定いたしました。次に議案第75号「港区学校運営協議会規則の制定について」は、規則の条文等の再調整が必要であると思いますので、こちらは保留にさせていただきます。

次に、議案第76号「港区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について」は原案どおり可決することによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 それでは議案第76号については原案どおり可決することといたします。

- 4 港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の締結について
- 5 港区運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について
- 6 港区武道場の管理運営に関する基本協定書の締結について

○教育長 それでは次に、議案第77号「港区スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書の締結について」、議案第78号「港区立運動場の管理運営に関する基本協定書の締結について」、議案第79号「港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の締結について」、以上3件の説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは議案第77号、78、79につきまして一括して説明させていただきます。

審議の4、スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書になりますが、教育委員会議案資料ナンバー4です。港区スポーツセンターは第3回定例会において、ピーウォッシュ・アシックスジャパン・東急コミュニティ共同事業体が指定管理者となることの議決がなされました。これにより

指定管理者と基本協定書を締結することといたします。

スポーツセンターと運動場と武道場、三つ共通する内容につきましては指定管理期間なのですが、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間となります。

項番3の締結内容につきましては、変更のあった箇所を主にご説明いたします。まずスポーツセンターです。タブレット番号3/14、第5条の所在地になります。スポーツセンターの跡に、現在の場所なのですが、前回の基本協定書の締結の後に移転があったために記載の場所に変更しております。

続きまして第32条、タブレット番号が9/14になります。第32条の指定管理料です。こちらにつきましては、今回新たに第5項の部分をつけ加えました。光熱水費は指定管理者にかわり区が支払うものとするということです。これにつきましては、もともとこれまでも区は光熱水費の支払いを行っていましたが、今回、都税事務所からの指摘があったことを受けまして、条文をつけ加えることとしました。詳しい経緯についてですが、ピーウォッシュの所在地である豊島区を管轄している新宿都税事務所から、利用料金収入が収入合計の2分の1を上回っているということから事業所税を納めるよう指導を受けました。ピーウォッシュから都税事務所に対して、現在区が支払っている光熱水費を含めれば利用料金収入は収入合計の2分の1を上回らないということを説明したところ、区が光熱水費の支払いを行っている旨を基本協定書に盛り込んだ内容にすれば事業所税を納めなくてもよいとの返事がございました。これが条文を今回つけ加えた経緯になります。

スポーツセンターにつきましては以上になります。

続きまして港区立運動場になります。港区立運動場の基本協定書の締結につきましては、審議資料ナンバー5になります。

項番1につきましては、スポーツセンターと同様です。

変更部分につきましては、タブレット番号の3/16、第5条の「本施設の概要」についてです。

別紙、タブレット番号15/16になりますが、こちらにつきましては、愛宕弓道場が平成31年1月31日をもって運営を終了することから、表から削除いたしました。

続きまして港区立武道場の管理運営に関する基本協定書の締結についてです。

項番1につきましては共通の内容です。

変更部分につきましては、指定期間の変更以外は変わらないので、以上になります。

以上をもちまして、一括しての説明は終了いたします。ご審議の程よろしく願いいたします。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いいたします。

スポーツセンターの第32条第5項の関係ですが、指定管理料として払うものはこういうものですよというのは区として決まっているのですか。

○生涯学習スポーツ振興課長 明確には規定はされておられません。ですので、今回のように指定管理料に光熱水費を含んでいない施設もいくつかございますが、全て基本協定書はこれに沿ったもので、ほかの施設もこのような状況で、第5項がないようなものが共通のものになっておりますので、この条文の中では細かく規定されているというものにはなっていません。

○教育長 そうすると、光熱水費を指定管理料として払わないということは問題ないということですね。

○生涯学習スポーツ振興課長 それにつきましては問題はないということになります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第77号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第77号について原案どおり可決することに決定いたしました。

次に議案第78号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第78号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に議案第79号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第79号については原案どおり可決することに決定いたしました。

7 平成31年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について

○教育長 次に議案第80号「平成31年度港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について」説明をお願いします。

○生涯学習スポーツ振興課長 それでは港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館の臨時休館について、資料ナンバー7に沿って説明をさせていただきます。タブレット番号ナンバー2/2をご覧ください。港区立生涯学習センター条例第4条及び港区立生涯学習館条例第4条2項の規定に基づき、港区立生涯学習センター及び港区立青山生涯学習館を臨時休館するというものです。

項番1、臨時休館日です。記載のとおりの内容になっております。補足ですけれども、生涯学習センターの休館日は年末年始、12月29日から1月3日、そのほか臨時休館日となっております。青山生涯学習館の休館日は日曜日、国民の祝日及び振替休日、年末年始、12月29日から1月3日、そのほか臨時休館日となっております。

項番2、臨時休館の理由です。設備保守点検、定期清掃及び生涯学習センターのみですがピアノ調律を行います。

項番3、告示日は平成30年12月18日を予定しております。

項番4、利用者への周知方法は記載のとおりとなっております。

簡単ですが、説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見を申し上げます。

よろしいですか。

それでは、採決に入ります。議案第80号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第80号については原案どおり可決することに決定いたしました。

8 港区立みなと科学館条例施行規則の制定について

○教育長 次に議案第81号「港区立みなと科学館条例施行規則の制定について」説明をお願いします。

○教育指導課長 それでは資料ナンバー8、議案第81号「港区立みなと科学館条例施行規則の制定について」ご説明いたします。

まず教育委員会で議論していただきました条例につきまして、前回の定例議会におきまして承認を受けました。その前に、ご議論をいただいた条文の一部が、文言整理ということで総務の方と協議しました結果、若干改正しております。内容については一切影響がございませんので、ご報告としてつけ加えさせていただきます。

それでは、ナンバー8の方に条文が書いてありますが、これにつきましては全て条例の指定管理者に係る部分のみを今回、一部施行規則として制定したいと思っております。それにかかわる様式も第1号から第4号まで様式としてつけてございます。

では内容をご説明しますので、資料ナンバーの8-2をご覧くださいませでしょうか。

第1条「趣旨」として、条例の施行について必要な事項を定めるものとしております。

第2条につきましては、「指定管理者の申請」に係る必要な書類を規定しています。特に(4)の事業計画書ですとか(5)の施設の管理・運営に関する実績を記載した書類といったところが重要と捉えております。

第3条につきましては、「指定管理者指定の基準」ということで、これも1から5までかなり重要なことについて記載をさせていただいております。時間の関係で読み上げは省略いたします。

続きまして裏面の第4条「指定書の交付」ということで、指定書の交付について規定をしております。

そして第5条では「指定の取消し等」についての規定、そして第6条については「委任」ということで、この規則に定めるほか必要な事項は教育長が定めるということになってございます。

この規則は公布日から施行します。したがいまして、3月から指定管理者の選定、そして夏までに選定を終えて、9月の議会の方に出したいと思っておりますので、それに係る今回は規則の制定となります。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○教育長 ただいまの説明に対してご質問、ご意見を申し上げます。

指定管理制度を入れているところも同じかもしれませんが、資料8-2の規則(案)概要の2番目の(6)「これらに類するもの」とありますが、何でこれ「もの」なのですか。財務書類とかの「書類」という意味ではないのですか。

○教育指導課長 ほとんどが書面だと思いますが、文書係に聞いてみないと分からないところです。

○教育長 (2)は定款とか寄附行為なので、書類ではないと思うので「もの」という表記でもいいのかなと思います。

○教育指導課長 貸借対照表と損益計算書は書類ですから、それ以外のものが何があるのか調べます。

○小島委員 計算書類だから、貸借対照表、損益計算書、色々な税務上出す書類だと思います。

○教育指導課長 「これらに類するもの」ということで、書類以外にあるのかどうかがちょっとわからないので調べます。

○教育長 条文の中に出てくるので確認しておいてください。

ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 3項の(3)で、「館を利用するものに対して平等な利用を確保することができる」というのは、何でこういうのがあるのでしょうか。

○教育指導課長 この館の利用については、もともと貸切利用とかさまざまな利用方法がございますし、連携した館そのものが事業を行うことができるようになっていきます。その館の事業の中で、例えば子どもたちばかりの事業をやっていたら、平等性としてなぜ子どもしかいけないのだということにもなりますので、さまざまな企画を考えたりすることができるようにしています。平等利用を確保するというのはそういったことを含めています。

○小島委員 当り前のことなので、なぜこんなことを書くのかなと思ったのですが。

子どもを優先していいのではないですか。

○教育指導課長 それはある程度の時間帯においてはそうだと思うのですが、夜は大人の時間をぜひ設けたいと思います。

○小島委員 分かりました。

○教育長 これは独自のものですか。

○教育指導課長 これは区で規定されている文書でございます。

○教育長 今の説明だと科学館特有のものになりますがどうですか。

○教育指導課長 科学館だけではなくて、スポーツセンターでもどこでも、色々な施設については同じように平等性を担保するということです。

○小島委員 他でも書いてあるのですか。

○教育長 ちょっと違うのではないのでしょうか。区の他の施設にもあることだとすれば、例えば障害のある方が来られた場合に、利用にあたって支障がないように進めないといけないとか、そういうことではないですか。

○教育指導課長 施設上で障害者の問題とか高齢者の問題が出てきますけど、運営上の指定管理で

すから、バリアフリーとはちょっと違います。

○教育長 例えば運営上でも、施設利用の際、申込書が点字で作成されているとか、そういうものを用意するということではないですか。

○教育指導課長 そういった書類以外の部分で、色々なサービスを提供するということでは確かに言えることだと思います。

○教育長 それでこれは科学館の独自のものなのかと聞いたのです。

○教育指導課長 オリジナルではありません。

○教育長 これは重要なことです。我々が選考する際に、その基準に基づいてこの事業者がいいかどうかという判断をする訳です。そこはきちんとしてもらいたいのでお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか

それでは、採決に入ります。議案第81号について原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第81号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 協議事項

1 港区教職員の働き方改革実施計画(案)について

○教育長 日程第2、協議事項に入ります。「港区教職員の働き方改革実施計画(案)について」説明をお願いします。

○教育長室長 ただいま議題となりました「港区教職員の働き方改革実施計画(案)について」本日付協議資料ナンバー1及び1-の2、2-1及び2-2、3を用いてご説明をさせていただきます。

本計画は、素案を9月に当委員会でご決定をいただきました後、教職員の働き方改革検討委員会を初め、全教職員、全PTA会長及び青少年委員の皆様を対象に意見募集を行ってまいりました。本日は素案に寄せられました主なご意見と修正しました事項についてご説明をさせていただきます。タブレットでは65/73ページになります。まず資料ナンバーの2-1をご覧ください。

項番1は意見の募集期間でございます。記載のとおりでございます。

意見数につきましては、教職員は21人から86件、PTA会長、青少年委員については7人から12件、合計98件のご意見をいただきました。

項番2は、意見の反映状況でございます。教育行政における個別の5計画と同様の5区分に分類しましたところ、1の意見を反映し計画素案に修正したものが1件。2の計画の記載の中で意見の趣旨を反映し、修正の必要がないものが56件。3、計画では記述していないが、既存事業等に対応しており、修正の必要がないものが8件。4、意見の内容が対応不可能なものは0件。5、計画に対する意見・要望、質問として受けたものが33件となりました。

資料ナンバー2-2をご覧ください。タブレットでは66/73になります。主な意見でございますが、98件の意見を施策ごとに分類するとともに、同様の内容については集約の上、左側に意見要旨、括弧内には提出者の職種を示しまして、右側に区の考え方を記載してございます。

主な意見でございますが、2ページ目のナンバー5にあります学校閉校期間の設定におきまして、2週間の閉校期間を設けることについて、ワーク・ライフ・バランスの観点から一定の効果を期待できるという評価がある一方で、事務局に対して休暇が取得しやすいよう夏季休業中の会議、研修を見直すことが必要ではないか。また、期間、時期的に作業、業務が発生する教員以外の職種への対応、いわゆる用務であるとか栄養士、事務についての対応について。また3ページ目のナンバー11になりますが、学校・学級だより、ホームページ等、学校からの広報の作成に関するご意見等がございました。これらにつきましては、現段階での修正は行いませんが、今後、計画の実施状況を検証していく中で課題として捉えていきたいと考えております。

次に資料ナンバーの3をご覧ください。タブレットでは75ページになります。実施計画素案に対してこれまでいただいた意見の修正事項となっております。

1点目でございますが、教員マイスター制度について、施策5の「ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備」よりも施策2の「教職員の業務の見直しと業務改善の推進」における「教員の負担軽減に向けた人材の配置等」の方が適しているのではないかとご意見がありました。本認定制度につきましては、指導力・授業力に優れている教員をマイスターとして認定し、授業力向上のため出張して若手教員の指導・育成にかかわるため若手教員が指導を受けやすい環境となることから、仕事への負担軽減につながると考え、施策2の方に変更をいたしました。なお、施策5の目指す取り組みとして位置づけておりました在宅勤務等の整備もワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備の一環として検討することから、働き続けられる職場環境の創出、学校外での外部接続機能の充実とあわせて記載をさせていただきましたので、修正いたしました。

2点目の特別支援学級への留守番電話装置導入の検討については、特別支援学級におきましても今年度中に設置が可能なことから、平成30年度中に導入する予定を修正追記させていただいております。

では、1枚おめくりいただきまして、3点目になります。学校支援地域本部についてでございます。こちらは、全国的に地域学校協働本部への転換が図られているということで、注釈をつけておいた方がよいとのご意見がございました。平成29年度の社会教育法改正に伴いまして、既に国や東京都から市区等に、これまでの学校支援活動などを基盤として、支援から連携協働へ、また地域住民等の参画を得て、円滑・効果的に学校との連携協働体制を実施する地域学校協働本部の整備に努めるよう検討を依頼する通知が示されておまして、現在、所管課においても移行に向けた検討を進めているところでございます。よって、注釈につきましては、地域学校協働本部への転換の目的を示すとともに、国、東京都の動向を踏まえ、検討を行う旨を記載させていただきました。

最後に、教職員の働き方に関する直近の国の動きと今後の対応についてでございます。報道等でもご存じと思いますが、12月6日に教員の働き方改革を議論する中央教育審議会の特別部会が、

公立校の教員の時間外勤務時間の上限を原則月45時間、年間360時間とする文科省の指針案を了承いたしました。指針案は民間企業の時間外労働の上限を定めた働き方改革関連法を参考に設定しております。中教審においては、一般からの意見公募を受けて、答申を正式に決定し、大体今年度内を予定していると聞いておりますが、各教育委員会の指針を参考にした上で、この月45時間、年間360時間とする上限時間の規則を定めるよう求め、2020年度の適用を目指す予定と聞いております。本計画につきましては、東京都の推進プランの目標と合わせておまして、現在、週当たりの在校時間60時間を0にするという数値目標を立てておりますけれども、今のところ東京都の方の動きがありませんので、現在では本計画における修正を行いませんが、今後の国や東京都の動向を踏まえながら、勤務時間の上限設定について検討の必要があると考えております。

最後に今後の予定でございますが、庁議後、新年、年明けに本委員会定例会にてご審議いただいた後、1月の末、検討委員会、区民文教常任委員会の方に報告をさせていただく予定でございます。

実施計画案の説明は以上です。

○教育長 説明は終わりました。ご質問、ご意見をお願いします。

資料 No. 2-2 の意見要旨で、括弧書きで「事務」、「教員」、「栄養士」等と書いてありますが、「事務」というのは「事務職員」と書くべきではないですか。

それから資料 No. 2-1 を見ると、PTA 会長・青少年委員の7人の方で12件意見が出ていますが、資料 No. 2-2 を見ると、PTA の意見としては4ページに1件あるだけで、ほかに記載がありません。この資料の1ページ目には「内容が同様となる意見については、集約し、主な意見を掲載しています」と書かれており、ほかの意見は集約したということですか。

○教育長室長 5番の「計画に対する意見・要望、質問として受けたもの」というところにあるのですが、5番についてはこの2-2の方にはお示しをさせていただいておりませんが、今回この2-2の方で対応しているのは、大体2番の趣旨を反映しているものとか、計画では記述はないけれども、既存事業で対応しているものという形でまとめておまして、細かいご意見・ご要望については、本日はちょっとお示ししておりません。

○教育長 でも6ページ目には5番の「計画に対する意見・要望・質問として受けたもの」があります。当事者ではない、学校に関わる区民であるPTAや青少年委員の方たちからの意見はどんな意見か知りたくなると思いますよ。やはり意見を載せるべきだと思います。同じような意見が区民にあって集約したのであれば、そこの部分は括弧書きして、教員、PTAとか書かないといけないと思います。

○教育長室長 貴重なご意見だと思いますので、この12件に関しましては、この中に集約されたものもありますが、きちんとそこの保護者なり青少年委員のところを記載させていただくようにもう一度、確認をさせていただきます。

○教育長 それから「区の考え方」ではなく、「教育委員会の考え方」に修正しておいてください。

ほかにいかがでしょうか。

本件はあらためて審議するのですね。

○教育長室長 1月8日にご審議を予定してございます。

○教育長 それではこの案件については以上とさせていただきます。

2 区立幼稚園・小中学校における医療的ケアの実施について

○教育長 次に「区立幼稚園・小中学校における医療的ケアの実施について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは資料ナンバー2をご覧くださいと思います。協議内容、囲みの部分です。区立幼稚園・小中学校における医療的ケアの実施内容や体制等を改めて整理し実施いたします。

1の「区の現状と課題」です。平成31年度には新たに医療的ケアが必要な児童が2名、翌年度にはさらに1名が就学予定となっております。また、平成32年1月には元麻布保育園が開設されるということで、今後、医療的ケア児がさらに増加することが想定されます。港区における障害児支援のあり方検討会というのを実施してございまして、検討会自体は平成31年2月までの予定ですけれども、学校等における医療的ケアの実施内容、また実施体制について一定程度の方向性が定まりましたので、ご説明させていただくものでございます。

2の(1)のところをご覧ください。安全性を最優先という形で医療的ケアを実施してまいります。箇条書きで示しているものですが、主治医の詳細な指示書があることが1点、それから日常的に保護者が行っている医療的ケアであることが前提となります。2ページ目の一番上をご覧ください。項目として10項目程表に挙げてございます。医療的ケアを学校で実施するに当たっての項目として挙げてございます。吸引であったり、気管切開部の衛生管理、それから導尿、人工呼吸器の管理等を実施してまいります。

2ページの(2)です。「医療的ケアの実施体制」ですが、学校等での医療的ケアにつきましては、学校等に配置する看護師が主治医の指示に基づいて行うことといたします。また、学校等に配置する看護師の指導または医療的ケアを新たに開始するに当たりましては、必要な調整が生じますので、チーフ看護師を教育委員会内に配置いたします。

(3)です。「医療的ケアの実施に係る看護師配置の考え方」ですが、原則医療的ケア児1人につき看護師を1人配置いたします。ただし、これも、(1)から(3)までのところですが、子どもの成長に応じまして、自分自身で医療的ケアを実施するということを促す方向に持っていきます。小学校中学年を目途に看護師の配置を終了いたします。

②のところですが、複数の医療的ケア児が同じ学校に在籍する場合には1人の看護師で対応いたします。

③隣接するそれぞれの学校に医療的ケア児が在籍する場合、これは医療的ケアの内容また頻度によりますけれども、1人の看護師が両校を巡回いたします。

3番のところですが、「医療的ケアの実施にあたっての支援について」ということで、支援の例として4項目程挙げてございます。まず一つ目ですが、施設・設備については医療的ケアを行うための部屋の確保、場所の確保とかが1点目です。2点目は簡易ベッド等備品の設置です。それから、エレベーターがない学校については階段昇降機等による校内の移動支援を行います。

3 ページをご覧ください。生活支援では、介助員の配置を行いまして、階段の昇降や校内の移動支援を行います。また、災害時、地震等に備えて食料の備蓄等を行ってまいります。それから学習支援の分野のところですが、H S T、これはホスピタル・サポート・ティーチャーと言っていますけれども、学習支援の講師を配置いたします。

それから、教室での学習環境の整備ということで、デジタル教科書またはタブレット端末などを用意いたします。

その他のところで、教職員の研修を実施し、それから他の児童・生徒、それから保護者の理解を深める取り組みもやってまいります。

4 番の「庁内での情報共有」です。これまで学務課で行っています就学相談ですが、小学校入学の1年前、年長の時期に実施しておりましたが、医療的ケア児につきましてはその程度によっては必要な準備が異なりますので、年中または年少などできるだけ早い時期から就学相談を開始することといたします。そのためには早期に情報を把握する必要がありますので、総合支所の区民課保健福祉係であったり、また保健所の方で区内の医療的ケア児について把握をした時点で情報を共有する仕組みを構築してまいります。

次に5の「平成31年度予算について」ですが、これは新入学2人分の予算という形で計上してございます。主に介助員または学習支援の講師の費用、それから簡易ベッド等の備品の購入費、また看護師の指導、それから医療的ケア調整のための支援業務の委託ということで予算を計上しているものでございます。

最後6番、「今後のスケジュール(予定)」ですが、12月25日、庁議で審議を行い、その後、年明けに教育委員会で改めて審議を行っていただきます。その後、2月に港区における障害児支援のあり方検討会のまとめが出ますので、改めてまとまったものを教育委員会に報告させていただき予定となってございます。

もう1枚おめくりいただきまして、別紙のところを指し示させていただいております。(2)のところの下の方の表ですが、学校における医療的ケアの実施体制、先程ちょっと触れさせていただきましたけれども、緑のところは児童・生徒、それからピンク色が看護師、それから黄色の部分は医師になります。ご覧のような形でそれぞれの役割分担を示した上で、実施体制を築いていきたいと考えてございます。

真ん中あたり、黄色い部分の主治医のところは、指示の内容に責任を負う形になり、指示書によって看護師の方に指示を行います。ただ、その下のところの学校医と相談をしながら進めていくこととなります。医療的ケアについての専門的な見地から指導医を置きまして、それについては上の部分、教育委員会のチーフ看護師と連携をとりながら、チーフ看護師による巡回指導、相談について看護師の方と連携していく流れを考えているものでございます。

もう1枚おめくりいただきまして、参考資料になりますけれども、今現在行っております障害児のあり方検討会についての委員名簿でございます。上から3番目、はるか会の理事長の前田先生ですが、訪問による医療的ケアについての支援を行っている先生でございます。それから就

学支援委員会でもお世話になっております明治学院大学の小林先生、また光明学園の校長先生、それから青山特別支援学校の校長先生、それと関係する区長部局の課長と、幼稚園・小学校・中学校の代表の校長先生から成る検討会でございます。

最後に裏面をご覧くださいと思います。これまで進めてきた検討会の開催の経過でございます。1回目から3回目の中で医療的ケアについての検討を進めているところでございます。今後、発達障害児の支援、それから課題と方向性について決めていきたいと考えているところでございます。

説明は以上になります。ご協議の程よろしくお願いいたします。

○**教育長** 説明は終わりました。ご意見、ご質問をお願いします。

○**薩田委員** 最後の今までの経過のところ、第3回のブルーバードの会との意見交換、このブルーバードの会というのはどういう会なのか教えていただきたいのですが。

○**学務課長** 港区内で医療的ケア児をお持ちの保護者が中心となって集まっている会とお考えいただければと思います。15名程の会と聞いてございます。

○**山内委員** 障害児の支援、特に医療的ケアに関してどう対応するか。国でも文科省か厚労省か、委員会をつくって審議しているのですが、それを待つことなく港区として進めているのは大いに結構なことだと思います。その上で、私の認識だと、こういう医療的ケアの必要な子どもがいる場合に、学校の教員であったり、養護教諭とかがかなり苦労しながら対応しているということはあったと思います。そのとき一つ重要なのは、主治医や家庭とどう連携をとれるかというところが重要で、その際、学校医というのはそういう分野で必ずしも専門でなかったりすると十分な対応をしきれないということがありましたし、養護教諭も看護師の実務経験がない、あるいは看護師資格を持っていない養護教諭の場合には十分対応しきれないという場合がありますから、学校に看護師を配置するというのはいいことだと思います。そのときに、今後、極力できるだけこの分野に実務経験のある看護師がここに配置されると望ましいと思いますし、さらにその人の能力をチーフ看護師がうまく高められるような人選、それから関係がつけられるといいなと思います。

別紙の図なのですが、この図だけだと、今までのやり方にチーフ看護師と指導医を置いたような感じがします。ここで言うと学校に置かれた看護師と教育委員会に置いたチーフ看護師、それからあともう一つは委嘱した指導医の連携、そこにどう主治医をさらに加えるかということだと思っておりますけれども、これだと看護師とチーフ看護師と指導医という線がうまくつながっていない。看護師は指導医とつながっていないし、チーフ看護師は主治医とつながっていないというような絵で、せつかくの制度ですから工夫されて、看護師、チーフ看護師、さらに指導医がうまく一体となりながら主治医、保護者とも協力していけるという図に工夫されていくといいと思います。この図だけだとまだチーフ看護師や指導医がどう連携をとっていくのかということが十分には描き切れていない。右側の文書をよく読めば分かるのですが、少し図で表現されてはどうかというのが一つです。

それから2点目としては、今後こういう医療的ケアの必要な児童の学校に看護師を配置するにしても、やっぱり1人の看護師で全て対応するというのは難しい場面も当然ある訳です。例えば休暇

のときとか、看護師の体調が悪いときとか、色々とおもうのです。そういう意味では、そういう学校については、養護教諭についてもできるだけ看護師資格のある、あるいは看護師実務経験のある養護教諭を積極的に置くことで、こういう医療的ケアの必要な生徒を受け入れた学校がよりしっかり機能するようにしていく。そこまで次にお考えになるといいかなと思いました。

○学務課長 ご意見いただきましてありがとうございます。

一つ目なのですが、この図の中で、今、委員がおっしゃったように協力体制みたいなものが分かっていくなっている部分がございますので、分かるような形で工夫をしていきたいと考えてございます。

それからもう1点、学校内の看護師についてですけれども、精神的な負担感は非常に大きくなる部分だと思います。学校内での養護教諭も含めて協力体制という部分についてより踏み込んだ形の検討を進めていきたいと考えてございます。

以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 3の「医療的ケアの実施にあたっての支援について」というところなのですが、施設・設備のところ「医療ケアを行う場所」、この「場所」というのは学校内でどういうところになるのでしょうか。それから「介助員の配置」とありますけれども、介助員というのは容易に得られるものなのでしょうか。

○学務課長 まず1点目です。2ページの一番下のところ、「医療的ケアを行う場所の確保」についてなのですが、医療的ケアの内容によってくるかと思うのですが、子どもたちにあまり見られたくないような部分も生じてくるかと思います。できれば扉のついたところでそれなりのスペース、それ程大きなスペースは必要ないのですが、医療的ケアをほかの人から見られないで実施できるような場所を確保していきたいと考えているところです。

それからもう1点、介助員の配置についてですが、これまでも介助員の配置については行っているところです。ただ今回は、医療的ケアの必要なお子さんにつける介助員という形になりますので、看護師の協力も得ながら実際の移動支援等を実施していければと考えているところです。資格とか細かい規定についてはこれから検討していくことになると思うのですが、できるだけ配置できるような形で考えていきたいと思っています。

以上です。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 今の適した場所の確保ということで、新たに部屋を用意するというのは結構大変なことだと思います。それよりも、空間にゆとりのある保健室があれば、今だってベッドはいくつか置いてある訳ですよね。ベッドのところはきっとそこにカーテンがちゃんとあると思うのですが、カーテン、レールカーテンのつけ方とか、そういうことももう一回見直して、そこで対応するというのも一つの方法だと思います。逆にその方が養護教諭や看護師にとっては目も届けやすいと思います。何も個室でということはないかと思います。

○学務課長 新たにスペースを用意するというイメージではなく、既存のスペースをうまく活用して、動線等も考えながら、パーティション、カーテン等をプライバシーが確保できるような形で考えていきたいと思っています。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

2ページ目の(3)のただし書きとして、「できる限り必要最小限の人数となるよう」とあります。原則は1対1での介護なので不要だと思います。ただし、こういう状況になったらこういう考え方でやりますとしたらどうですか。

○学務課長 表現を修正させていただきます。ありがとうございます。

○教育長 それから、「①血糖測定やインスリン注射など、医療的ケアの内容によって、子どもの成長に応じて自身でのケアを促し、小学校中学年を目途に看護師の配置を終了する。」ですが、「小学校中学年を目途に」と、その時期を明確にしてしまっているのですが、これは明確にできるものなのですか。

○学務課長 一人ひとり、お子さんの対応によってこの辺は変わってくると思いますので、ここも工夫させていただきます。

○教育長 何か根拠があるのですか。

○教育指導課長 血糖値でインスリンが必要なことは決まった病気ですので、この子たちは基本的には医療の分野ではこのぐらいの年齢のときに自分で打とうとやっています。それが記載されているわけです。ほかに障害があつてとなるとまた少し違いますけれども。

○教育長 これは入れた方がいいのですか。

○教育指導課長 これは標準的なものなので、入れておいて構わないと思います。

○学務課長 この①全体の表現の中で、今の指導課長がおっしゃたような特定の部分であればその記述でいいのですけれども、全体の中で意味も捉えられてしまいますので、表現は工夫させていただければと思います。

○教育長 分かりました。

それから1ページ目の「協議内容」の3行目、「実施内容や体制等を改めて整理し実施します」とありますが、「改めて整理する」ということは、もう既に整理したものがあるということですか。

○学務課長 今までのところ、実施内容や体制について整理したものはありませんので、これは表現を改めさせてもらいます。

○教育長 分かりました。

こういう内容だと、先程、山内委員からありました、別紙の体制図で確認することになるので、重要なところは太くするとか、理解が深まるように工夫してください。

それから、その体制図で、主治医と指導医(学校医)とのつながりが全くないのですが、これでいいんですか。ほかのご指摘いただいた部分はもちろんつながり方をよく考えてもらって、分かるように修正をお願いします。

最後に、医師会にはもう了解をとっているのですか。

○学務課長 港区医師会の方にも相談させていただいております。

○教育長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

○田谷委員 元麻布保育園開設ということで予想されるというか、該当する子どもというのはどのくらいいるのでしょうか。

○学務課長 最終的には20名程度と記憶してございます。ただし、就学相談の中で、今後、例えば区または学校の方で、医療的ケアについてできることとできないことというのは明確にお伝えし、その上で区立の学校に行くのか特別支援学校に行くのかっていうことを判断していただくことは大切だろうと考えていますので、その部分のご案内の仕方によって数自体は変わってくるのではと思っているところです。今の段階で何名程来そうですというのは把握してはございません。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。

それではこの案件については以上とさせていただきます。

日程第3 教育長報告事項

1 港区文化財保護審議会委員の委嘱について

○教育長 日程第3、教育長報告事項に入ります。「港区文化財保護審議会委員の委嘱について」説明をお願いします。

○図書文化財課長 それでは本日付報告資料ナンバー1を用いまして「港区文化財保護審議会委員の委嘱について」をご報告させていただきます。

報告内容といたしましては、港区文化財保護条例37条の規定に基づきまして7名の委員を委嘱しております。7名の委員につきましては記載のとおりでございまして、8名から7名に減員しておりますけれども、7名につきまは全て再任となっております。減員になりました1名につきましては、平成14年の12月から委員をしていただいておりますけれども、これまで16年間1度もその専門分野が題材として取り上げる審議がなかったというところであったり、近年では多岐にわたる文化財の審議が必要であるということから臨時委員で対応しているところから、8名から7名に減員しても支障はないと判断をしているところでございます。

委嘱期間については記載のとおりでございますが、2年間でございます。

報告は以上でございます。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いします。

○小島委員 人類学（解剖学）は、どんな関係で解剖学の先生が入っているのですか。

○図書文化財課長 埋蔵文化財の中では骨が出てくることがありますので、そういった意味ではこういった学問が必要であると認識をしています。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○山内委員 質問ですが、この十数年、何も案件がなかったその減員の方の専門分野は何ですか。

○**図書文化財課長** こちらは記念物で、植物学になってございます。港区内では自然教育園であったり、任命をする際には多分愛宕山あたりのことを念頭に置きながら任命をされたのかと思います。現在のところその動きはないというところから、減員しても支障はないだろうということも含めて考えてございます。

○**山内委員** 文化財の範囲をどう捉えるかというのは色々難しいと思うのですが、植物学もその分野が必要だと想定して、今までその案件がなかったということは、必要がないということなのか、それとももう1回、丁寧に目を向けるとやはり貴重な文化財として指定すべきものがあり得るのかということは見直してもいいのかなと思ったのですが、その点はいかがですか。

○**図書文化財課長** この植物学が要らないということではなく、大事な分野ではあり、港区にも植物学が必要になる貴重な自然というのが残されていると考えてございます。直近の2年間ということで考えた場合に、すぐ必要かどうかというところと、あと特別に必要な場合については臨時委員として入っていただくということでカバーをすることができると考えてございます。

○**小島委員** 明治神宮、絵画館前のイチョウだとか、色々な木がありますが対象外なのですか。

○**図書文化財課長** 対象になるかどうかといいますと、対象になる可能性は十分あると思います。あそこの部分は明治神宮のご神木的になってございますので、そこをどう取り扱うかというのは地域の方々と色々とお話をしなければいけないことではありますけれども、一定の価値は有していると個人的には思います。

○**小島委員** 文化財だからね。植物と文化財って、例えばお台場かどこかに貴重な外来種が飛んできた場合、こういったものは文化財とは関係ないのですか。

○**図書文化財課長** 例えばイチョウのところに対して違う海外からの植物が入ってきて、イチョウを毀損するというようなことになれば、我々としても、そこの環境を守りたいということから色々な指導・助言とか含めて所有者に対して対応を進言することはあろうかと思えます。

○**小島委員** 港区は都心でも緑が多い方なので、植物は関係ない、あまり必要ないよと言われると少し疑問に思いました。

○**山内委員** 植物が文化財保護の対象になり得るものだとすれば、例えば歴史ということと絡めても、歴史的な景観としてとか、歴史的な意味合いがあって、あるいは自然史的な意味合いがあってということは十分ある訳ですから、もう1回、そういう点で本来審議に推薦すべきものをしてなかったとすれば、そういうところも丁寧に見直すのも必要かなと思って私は先程質問しました。

○**図書文化財課長** 先程の愛宕山に関しては1回必要だろうということで考えたのですけれども、所有者の同意が得られないとか、さまざまな状況があって前に進まなかったという経緯がありまして、今はそういった意味ではとまっています。今後状況が動くようであれば、そこは柔軟に対応していきたいと考えてございます。

○**小島委員** 白金の自然教育園は国所有だから対象外となるのですか。

○**図書文化財課長** 特別天然記念物として確か指定されていると思いますので、そこは国の管轄としてやっておりますけれども、我々の方も色々な報告については経由をしておりますので、状況は

把握をしております。

○教育長 よろしいですか。

それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

2 平成31年度港区立幼稚園園児募集結果について

○教育長 次に「平成31年度港区立幼稚園園児募集結果について」説明をお願いします。

○学務課長 それでは「平成31年度港区立幼稚園園児募集結果について」ご報告させていただきます。資料ナンバーの2をご覧ください。

平成31年度の園児募集につきましては、当初受付としまして11月22、26、27日に申込を受けつけております。下の表の合計の年齢別の内訳のところをご覧くださいと思います。3歳児では、415名の募集定員に対しまして454名の応募がございました。表の中の網かけの部分は、応募が定員を超えて抽選となった幼稚園です。当初受付では3歳児で5園、12月6日追加受付で1園の合計6園、それから4歳児で1園、南山幼稚園が抽選となってございます。昨年度は当初・追加受付合わせまして3歳児で9園が抽選となりましたので、抽選対象となった園については減少しております。5歳児については麻布幼稚園が募集定員の拡大を行いまして、1名の応募がありました。なおこの表には載っておりませんが、他の園の5歳児につきましては、十分定員に余裕がございまして、今回の一斉募集ではなくて、今後随時募集をさせていただきます。

なお、3歳児の応募倍率なのですけれども、募集定員415名に対して454名ということで、約1.09倍。昨年度については募集定員が363名に対しまして応募としては438名ということで、昨年度の応募倍率の1.2倍と比較しますと多少倍率は下がってございます。

抽選に漏れた補欠の登録者ですが、全て連番で補欠番号をつけまして、その人数が一番右の数です。下のところの合計で65名となっております。昨年同時期の補欠登録者数は82名でしたので、17名の減となっております。

4歳児は募集定員247名に対しまして応募人数が92名です。補欠登録者3名となっております。今後、抽選を行った園で転出とか、私立幼稚園・保育園に行かれる方によって入園辞退が生じます。その場合、定員を下回った場合につきましては、随時補欠登録の順番により繰り上げになります。参考までに、昨年度は82名の補欠登録者なのですけれども、4月7日時点で37名となりました。補欠登録者として繰り上げを待ちながら他の定員に空きのある区立幼稚園を併願することも可能となっております。

説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いします。

○小島委員 追加受付というのは、今、課長がおっしゃった他に応募を変えるということなのか。それとも全く新しい人が応募してきたのですか。

○学務課長 追加受付で多いのは、抽選になった園に申し込まれた方が、ほかの園を申し込まれる場合と、それから委員がおっしゃったように新たに受付をされる方も出てきています。

○小島委員 今まで学務課長に大いに頑張っていただき、3歳児の定員も増えたし、応募の倍率も少なくなったということで、大変喜ばしいことだと思っているのですが、幼児教育の重要性が叫ばれていますので、なお一層、抽選なく、皆さんが希望されたところに入れるようにご努力をいただきたいという要望を述べさせていただきます。

○学務課長 定員につきましては教育企画担当の方になっているのですが、引き続き色々協力しながら、何とか少しでも受入枠を拡大できるような形で今後努めてまいります。

○教育長 ほかにいかがでしょうか。

○小島委員 南山がこんなに倍率が高いのはどうしてでしょうか。芝浦は分かるのですが。

○学務課長 南山は昨年度36名だったのが今年度54名という形で、かなり大幅に応募が増えているところですが。私も気になって、人口とかどうなっているのか見たのですが、昨年度の麻布地区の2歳児の人口が664名だったのが、今年度の12月、同じ時期なのですが、684名で、さほど大きな増を示している訳でもないということで、分析しきれませんでした。

○教育長 当初受付に応募して、それで補欠になった場合、その補欠になった人をほかの園で追加受付ができるのですか。

○学務課長 空きのある園であれば、併願は可能です。

○小島委員 それで決まって、補欠の地位も保つ訳ですか。

○学務課長 園が決まった場合については、当然、補欠については辞退していただくという形になります。

○教育長 港南幼稚園の追加受付13名の方は芝浦幼稚園から来ているのですか。

○学務課長 おっしゃるとおりでございます。芝浦から流れているということでございます。

○教育長 そうすると芝浦幼稚園の当初61名の方が、仮に芝浦幼稚園から13名来たとすれば、芝浦幼稚園の実際の補欠登録者数は26名から13を引けばいいのですか。

○学務課長 例えば、芝浦で言いますと26名は順番を振っている状況ですので、26名はそのまま基本的には補欠登録をしているはずですが。ただし、港南に行って、港南幼稚園の入園が決まれば、当然この26については登録から辞退していただくこととなりますので、減るといって、そんなイメージでございます。

○教育長 まだ辞退はしていないかもしれないということですか。

○学務課長 今のところ辞退は出ておりません。抽選が今、終わった段階ですので、待ち行列に順位待ちをしているという状況なのですね。減ることによって、例えば、今回追加受付で、やはり港南に行きますって意思決定をされた方がいらっしゃる場合は、芝浦の26のうち1が減るといってそんなイメージです。

○教育長 そうすると、今日現在の65名は、数日後にどんどん減っていくのですか。

○学務課長 この時期に、なかなか少ないですが、辞退する方もいらっしゃるようなので、この65という数は徐々に減っていくことは想定されます。

○教育長 再確認ですが、芝浦幼稚園の26名の方のうち追加受付で11名の方が麻布幼稚園に行

ったとすれば、芝浦幼稚園では26名から15名になって、入園手続をしていくことで減っていくということですか。

○学務課長 辞退届を出してもらえればそういう形になります。

○教育長 10日抽選で、今日11日なので、減るのはこれからですね。

○学務課長 そうですね。

○小島委員 今の芝浦の26と港南の追加13、ここは同じ幼児がダブルカウントされているということはない訳ですか。

○学務課長 併願ができますのでダブルカウントされている可能性もあります。

○教育指導課長 26名いますけれども、抽選して番号が早かったら港南に手続をしないで空きを待つ訳です。芝浦幼稚園で抽選を受けて番号が1桁だったら、港南の方は辞退手続せずに待っている訳です。港南の方は1人しか落ちないのが分かっていますので、最後の最後まで芝浦が空くかどうかずっと待ち続ける人が出てしまう。そのため、なかなか確定するまでに時間がかかります。幼稚園の状況からすると、辞退しないと他のところに申し込めないという制度じゃないので、特にこういう場合は両方ダブルカウントで待ち続けます。芝浦に行くか港南に行くか、さほど距離の差がないし、港南は1人しか落ちない訳ですから、ひたすら待つ状況が続きます。

○教育長 決まったところに入ったら、そこで決まりですよ。

○学務課長 こちらに入園しますと意思表示をした場合は併願はできなくなってしまいます。

○教育長 よろしいですか。この案件については以上とさせていただきます。

3 港区立小・中学校体育館におけるエアコン設置予定について

○教育長 次に「港区立小・中学校体育館におけるエアコン設置予定について」説明をお願いします。

○学校施設担当課長 本日付報告資料ナンバー3「港区立小・中学校体育館におけるエアコン設置予定について」ご報告させていただきます。

項番1、概要ですが、この夏の猛暑を踏まえまして、現在エアコンの未設置であります小学校6校、それから中学校1校の体育館については、児童・生徒等の日常的な利用、それから学校施設開放、区民避難所の生活の場となることから、安全・安心の確保に向けて、エアコンを一部前倒しして設置いたします。

2番、3番の設置年度及び運用の開始をご覧ください。学校名でいきますと、筈小から下の麻布小学校までの5校につきましては当初計画では平成31年度から平成33年度の大規模改修工事で設置する予定でございました。このうち3校を含めまして今年度から翌年度、31年度にかけましてエアコンを設置してまいります。それから赤羽小学校につきましては、改築の予定がございまして、来年度からの改築となりますので、そちらに合わせて設置いたします。また赤坂中学校においては今年度仮設校舎の建設をしておりますが、それに合わせて設置するという内容でございます。

それぞれにおいて設置時期まで期間があるというところもありますので、項番4のように、その

間、5月から大型扇風機ですとか冷風機を導入しまして暑さ対策を実施していくという内容でございます。

以上でございます。

○**教育長** ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いします。

計画変更予定欄の矢印は何を意味しているのですか。

○**学校施設担当課長** 南山小学校それから青山小学校に矢印を書いています、当初計画の31年度と同じだということで、これにつきましては計画どおりだということでございます。

○**教育長** 当初計画に「年」とありますが、「年度」ですよ。それから、「計画変更予定」じゃなく「実施年度」でいいのではないですか。残りは赤羽小学校、赤坂中学校の仮設にいくまでということですか。

○**学校施設担当課長** そういうことです。

○**教育長** 確かに大型扇風機、冷風機があるのですが、リースでの対応とかはできないのでしょうか。

○**学校施設担当課長** 今、各校、大型扇風機を二つ、それから冷風機を二つ、合計4台を導入したというのが今年への対応ということになりました。来年度はこの冷風機を能力を上げて、もう少し涼しいように、また遠くまで風が飛ばせるようにということで予定をしております。

○**教育長** これは購入ですか、リースですか。

○**学校施設担当課長** リースです。

○**教育長** そうすると例えば箕小は30年度にやるので、箕小にあって冷風機を設置するという訳にはいかないのですか。

○**学校施設担当課長** 失礼しました。扇風機は購入でした。冷風機の方はリースです。ですので、大型扇風機とか要らないところは回して使用していくということだと思います。

○**教育長** できるだけ赤羽小学校については、今年に比べてよくなったとなるように、学務課と努力してください。お願いします。

ほかはいかがでしょう。よろしいですか。

それでは、この報告事項は以上とさせていただきます。

4 平成31年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について

○**教育長** 次に「平成31年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日について」説明をお願いいたします。

○**教育指導課長** 平成31年度入園式・入学式、修了式・卒業式及び土曜授業の実施日ということで、これはこの表のとおりということで、来賓その他の関係がございまして、日程を決めさせていただいているものです。特に土曜日の授業についても、これは基本ということで、17回、例年どおり設定しておりますが、働き方改革の観点から、学校では年11回程度実施すれば授業日数が足りるという見込みで今現在調整をしているところでございます。

なお、学校の入学式の日程を最終的に決める権限を持っているのは校長でございますので、これ以外の日程が出るということは可能性としてはありますが、各校長の共通認識のもとやっておりますので、極めて低い状態でございます。

以上です。

○教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問をお願いします。

○小島委員 白金の丘がちょっとほかの日にちと違っていたのではなかったですか。

○教育指導課長 かつてお台場学園は小学校と中学校の入学式を逆転させたこともございます。校長が日程を決める権限を持っておりますので、それはできます。白金の丘も同様に一昨年変えています。

○小島委員 そうすると、この予定とは違う可能性があるということですね。

○教育指導課長 はい。ただ、来賓をどうしてもお招きする関係で、基本的な日取りを決めて、各学校、校長たちともコンセンサスの上で今この日を決めてくれということで進めていますので、何らかの事情が出た場合に変更することは校長の権限の範囲において可能です。

○小島委員 土曜授業なのですが、今、17回だけ11回程度で授業日数をクリアできるから、最低11回はやる、11回以上って書いてあるのだけど、そういう趣旨なのですか。

○教育指導課長 なるべく地域の方で同じ日に統一するという観点で土曜日授業の日を決めている訳なのですが、ただ実態としては学校の行事が重ならないように、運動会でしたら分けなきゃいけないとか、そういうところでこの日とは限らず、ずらすこともございます。それと授業日数については、例えば今、給食が土曜日でもできるようになったので、土曜に6時間すれば今まで2回あった土曜日を1カ所にまとめて1回しかやらないということもできますし、さまざまな教育課程上の工夫を学校はできるようになっています。それと全体で、ほかのところで工夫することによって授業時数を確保すればどんどん減らしていても構いません。働き方改革の観点から減らしていった構わないということで、極端に減らし過ぎるとちょっと分かりにくくなってくるので、大体11回程度ということで、校長会の方ではコンセンサスをつくっているところです。

○小島委員 土曜授業のそもそもの出発は、従前、土曜日に授業をやっていたのをゆとりの関係で土曜日を全部なくしたでしょう。それに対してやはりちょっと足りないのじゃないかということで、土曜授業が始まった訳ですよね。当初、確か各月2回程度でやっていたと思うのですが。それが何となく少しずつ少しずつ減ってきたような感じを受けるのですが、働き方改革と言われればそうなのかもしれませんが、大昔は土曜日に授業をやっていたのだから、子どもたちの教育を受ける権利から考えると少しずつ少しずつ減っていくのはどうなのかなという気がするのですが、どうなのですか。

○教育指導課長 国全体からすると、法令上、土曜日を休業日とするということで国が作りしました。ただ、一定の範囲の中で各学校が工夫して土曜日に地域に公開するとか、そういったものやっても構いませんよという通達が文科省及び東京都の方から来た。それを受けて、本当は月1回程度だったのですけれども、当時港区は教育課程特例校で小学校の英語の部分を増やしたので、その

増やした時数を確保するためには、子どもたちの学力保障のために、月2回程度保障しないとできないねということで当時増やしています。ただ、今回の中で色々な振替がうまくできないとか色々することも含めて、授業時数は確保しつつも柔軟さを各学校に持てるようにということで、働き方改革のことも含めて制度を変えてきている経緯がございますので、そうすると11回程度で足りるだろうというのが今現在の教育指導課と校長会と確認してきたところの中で生まれてきたコンセンサスとご理解をいただければ助かります。

○小島委員 学力上はそんなに問題はないということですか。

○教育指導課長 時数は確保しておりますので。

○教育長 ちなみに今年度も17日で原則として11回以上実施でしたか。

○教育指導課長 もう少し多く16ぐらいです。少ないところでは13ぐらいのところがありました。何回以上と規定した訳ではなく、工夫して減らしても構いませんということです。

○教育長 それでは、原則として11回以上と明示したのは来年度初めてなのですか。

○教育指導課長 そうです。

○教育長 分かりました。

よろしいですか。

それではこの報告事項は以上とさせていただきます。

5 生涯学習スポーツ振興課の11月事業実績について

6 生涯学習スポーツ振興課の11月の各事業別利用状況について

7 生涯学習スポーツ振興課の1月事業予定について

8 図書館・郷土歴史館の11月行事实績について

9 図書館の11月分利用実績について

10 図書館・郷土歴史館の1月行事予定について

11 1月教育指導課事業予定について

○教育長 次に「生涯学習スポーツ振興課の11月事業実績について」、「生涯学習スポーツ振興課の11月の各事業別利用状況について」、「生涯学習スポーツ振興課の1月事業予定について」、「図書館・郷土歴史館の11月行事实績について」、「図書館の11月分利用実績について」、「図書館・郷土歴史館の1月行事予定について」、「1月教育指導課事業予定について」、この7件の定例報告については配布資料のとおりです。

各報告事項についてご質問ございますでしょうか。

よろしいですか。

それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定している案件は全て終了しましたが、委員または説明員から何かありますでしょうか。
よろしいですか。

「閉会」

○教育長 なければ、これもちまして閉会といたします。

次回は定例会を1月8日火曜日午前10時から開催予定です。よろしく申し上げます。

ご苦勞様でした。

(午後13時15分)

会議録署名人

港区教育委員会教育長 青 木 康 平

港区教育委員会委員 山 内 慶 太